

岩手大学大学院連合農学研究科の学位論文審査等に関する細則の運用方針

岩手大学大学院連合農学研究科の学位論文審査等に関する細則第17条の規定に基づき、細則に関する運用方針を次のとおり定める。

第3条関係（学位論文審査の申請期日）

- 1 学位を取得しようとする者は、別途指示する日までに第4条に規定する書類を提出しなければならない。なお、審査のため必要な場合は、追加資料の提出を求めることができる。
- 2 平成30年10月以前の入学者に限り、学位申請にあたって次の特例を適用する。
 - (1) 標準修業年限最終年次の在学者が、別途指示する日の翌日以降、その年次の終わりの日までに学位論文を提出し最終年次の末日に退学した場合は、その受理の可否決定は原則として学位論文提出後に開催される直近の研究科教授会（代議員会に付託）で行う。この学位論文の審査が1年以内に終了した場合は、退学の日に遡及して課程博士の学位が授与される。
 - (2) 標準修業年限を超えて在学する者が学位論文提出後に退学した場合は、その受理の可否決定は原則として学位論文提出後に開催される直近の研究科教授会（代議員会に付託）で行う。この学位論文の審査が1年以内に終了した場合は、退学の日に遡及して課程博士の学位が授与される。

第4条及び第7条関係（学位論文の提出手続き）

- 1 主指導教員が学位論文の提出に関する承認を行う際には、あらかじめ副指導教員と十分な協議を行う。
- 2 学位論文の基礎となる学術論文のうち、共著のものについては、申請者が共同研究において主たる役割を務め、かつ、共著者が過去において、いずれの大学に対しても学位論文として申請していないことを要する。また、申請に当たっては、原則として、共著者の承諾書（細則別記様式第4号）を併せて提出しなければならない。
- 3 学位論文の基礎となる学術論文については、印刷公表したもの又は印刷予定のものとする。この場合において、印刷予定のものについては、印刷公表することを予定した証明書（掲載承諾書又は出版契約書等）を添付するものとする。

第8条関係（予備審査）

論文提出による博士の学位申請の期日は、当該年度の5月及び10月の2回とし、その時期は研究科長が定める。又、その受理の可否決定は原則として予備審査終了後に開催される直近の研究科教授会（代議員会に付託）で行う。

細則第6条第1号により学位を申請した者が、本学を退学後1年以内に学位を申請した者である場合は、予備審査を省略できる。

第11条関係（学位審査委員会）

- 1 学位審査委員会委員は、原則として3構成大学から各1名を含み4名以上選出するものとする。ただし、研究科長が認めた場合には、2構成大学から選出できる。
- 2 主査は、原則として次に掲げる者をもって充てるものとする。
 - (1) 細則第2条第1号、第2号及び第4号に該当する者にあつては、主指導教員
 - (2) 細則第2条第3号に該当する者にあつては、在学時の主指導教員
 - (3) 細則第6条第1号に該当する者にあつては、在学時の主指導教員（細則第7条規定する推薦状記載の教員）
 - (4) 細則第6条第2号に該当する者にあつては、細則第7条に規定する推薦状記載の教員

上記(1)～(4)において、主指導教員又は推薦状記載の教員が講師又は助教の場合は、教授又は准教授の主指導教員資格者を主査とする。

第12条関係（審査、最終試験又は学力の確認）

第1項

審査委員会は、公開の審査会を開催する。

第3項

学力の確認としての外国語試験は、英語について筆記又は口頭により行う。ただし、外国人については、日本語を選択できる。

第15条関係（専攻分野）

博士（学術）の学位を授与する場合の判定方法等については、次のとおりとする。

- (1) 学位審査委員会委員は、当該学位論文の内容を検討したうえで、学際領域等の分野に該当し、博士（学術）の学位の授与が適当と判断した場合、学位論文審査結果の要旨（細則別記様式第8号）にその理由を付記する。
- (2) 学位審査委員会主査は、研究科教授会において、博士（学術）の学位として審査することが適当である旨説明する。
- (3) 研究科教授会は、前項の説明等に基づき審査のうえ、博士（学術）の学位授与の判定を行う。

平成19年4月1日施行
平成30年4月1日一部改正
平成31年4月1日一部改正
令和元年9月6日一部改正
令和4年2月4日一部改正